

本件は 4 月 3 日に「南アジア地域（広域）2024 年度エネルギー分野詳細計画策定調査（系統運用）」として公示しましたが応募者がありませんでしたので一部内容を変更して再公示します。

公 示 日：2024 年 6 月 26 日（水）

調達管理番号：24a00394

国 名：ネパール

担 当 部 署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名：ネパール国電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト詳細計画策定調査（系統運用）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：系統運用
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024 年 8 月中旬から 2024 年 9 月下旬
- （2）業務人月：0.93
- （3）業務日数：準備業務 4 日、現地業務 16 日、整理業務 4 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
  - （2）見積書提出部数：1 部
  - （3）提出期限：2024 年 7 月 10 日（水）（12 時まで）
  - （4）提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 7 月 22 日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	系統運用に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ネパールは、出稼ぎ労働者による海外送金（対 GDP 比 20%超）や観光業の成長に支えられ、近年比較的堅調な経済成長を続けている（IMF、2020 年）。新型コロナウイルスの感染拡大後の 2021 年以降も GDP 成長率は 4-5%で推移しており、今後数年間は 5%台での成長が見込まれている（IMF、2023 年）。一方、内陸国で産業の限られたネパールにとって、近隣国への電力輸出は外貨獲得手段として重要で、水力資源を活用した電力輸出は南アジア地域の脱炭素への貢献も期待されている。

ネパールとインド間では 2014 年以降、電力輸出入が本格化しており、インド政府が発行している Guidelines for Import / Export (Cross Border) of Electricity- 2018 に沿って現在も電力輸出入が行われている。一方で、ネパール電力公社の需給調整の能力が低いことから、輸出入の計画と実績の乖離が生じている。ネパールからの送電量が計画量から逸脱した場合に、ペナルティを支払う必要もあり、適切な需給計画に基づく電力輸出入が必要となっている。

こうした状況下、「電力輸出入促進及び系統安定化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る支援が要請された。この要請を受けて、JICA は関連情報を収集・整理し、本プロジェクトの協力枠組み及び実施方法・留意事項に

ついて相手国関係機関と確認・協議し合意文書を締結することを目的に詳細計画策定調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整し、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務 (2024 年 8 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、JICA 及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 先方政府の関係機関や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票 (案) (英文) を作成する。作成した質問票 (案) は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案のうち、担当分野の検討を行う。調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務 (2024 年 8 月下旬～2024 年 9 月上旬)

- ① JICA 事務所等及び先方政府の関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ② 事前に配付した質問票への回答や上記①の協議及び現地調査を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - i. 担当分野に係る要請背景・内容
  - ii. ネパール電力公社 (NEA : Nepal Electricity Authority) 及び関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 関連組織との役割分担
    - (d) 系統運用に係る現状
    - (e) 担当分野に係る人材確保・配置・育成状況
    - (f) 担当分野の計画策定能力の確認
    - (g) 電力輸出入計画の現状の確認
    - (h) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

- ③ 調査結果に基づき、担当分野の本プロジェクトの実施案（活動、期間、実施体制）を作成する。
- ④ 関係者との協議を踏まえ、担当分野の観点から基本合意文書（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）を検討する。
- ⑤ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑥ 担当分野に係る調査結果を JICA 事務所等に報告する。

（3） 整理業務（2024 年 9 月下旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に協力する。
- ③ 担当分野の観点から、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書（和文） 2024 年 9 月 27 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 4 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2024年8月24日～9月8日を予定しています。  
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- i. 総括 (JICA)
- ii. 協力企画 (JICA)
- iii. 系統運用 (本コンサルタント)
- iv. 評価分析 (JICAが別途契約しているコンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール (BBIN) 各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12375408.pdf>)

#### ② 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームにて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス

(imgne@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

i. 配付資料：「要請書」

ii. 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：要請書」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上